

# 「ぎふの木の家フォトコンテスト(工務店部門)」募集要領

平成30年8月6日 県流第359号

## 1 主催者

岐阜県林政部県産材流通課（以下、「事務局」）

## 2 目的

県内工務店のSNSを活用した営業展開を促し、住宅建築を検討中の消費者に対し、SNSを活用した県産材住宅のPRを促進する。

## 3 コンテスト内容

### (1) 募集内容

今までに、「ぎふの木で家づくり支援事業」「ぎふの木で内装木質化支援事業」「ぎふの木で家づくりローン支援制度」「産直住宅普及活動支援事業（建設支援タイプ）」（以下、「県補助事業」）を活用して新築・改修した、自社こだわりの住宅を紹介する。

### (2) 応募期間

第1回：平成30年8月9日～平成30年11月30日

第2回：平成30年12月1日～平成31年2月28日

### (3) 審査対象

応募期間内に Instagram に投稿した写真およびそれに付随するコメント（以下、「作品」）  
ただし、動画による投稿内容は審査対象外とする。

### (4) 写真投稿枚数

制限なし（5枚以内が望ましい）

### (5) コメント文字数

制限なし

### (6) 特記事項

- ・Instagram 以外の SNS に投稿した作品は審査対象外とする。
- ・投稿には、住宅の構造や内装などに使われている岐阜県産の木材が写った写真を必ず1枚以上入れること。ただし、使用箇所は不問とする。
- ・投稿する写真はアプリ等を使い自由に加工してもよい。
- ・コンテスト開催前に投稿した写真を応募してもよい。その際は、投稿日が募集期間内となるよう、再投稿すること。

## 4 応募条件

下記のいずれかの要件を満たす工務店とする。

- ①ぎふの木で家づくり協力工務店
- ②産直団体工務店（過去に産直団体に所属していた工務店も対象）
- ③過去に県補助事業への申請実績を有する工務店

## 5 応募点数

制限なし（入賞は各回1社1点まで）

## 6 応募規約

下記①～④の条件および別に定める県産材流通課Instagramアカウント運営ポリシーに同意のうえ、応募すること。

- ①応募にあたっては、Instagramの利用規約を遵守した上で投稿すること。なお、当コンテストは、Instagramが支援、運営、関与するものではない。
- ②Instagramおよび関連アプリケーションの動作環境によって生じた損害について、事務局はその責任を一切負わないものとする。
- ③投稿する写真はコンテスト対象者が撮影した写真に限る。また、写真に人物が写り込む場合は、その人物の承諾を得た上で投稿すること。撮影者の著作権、被撮影者の肖像権の権利侵害等、投稿された写真の使用にあたって何らかの責任問題が発生した場合、事務局はその責任を一切負わないものとする。
- ④当コンテストへの応募および投稿に際し、事務局が下記の行為及び内容に該当すると判断した場合は、応募投稿を選定対象外とする場合がある。
  - ・公序良俗、一般常識に反する行為
  - ・当コンテストの運営を妨げる行為
  - ・個人、企業、団体に対する誹謗中傷、いやがらせ、プライバシーの侵害に該当する行為
  - ・他人の名義を名乗ること等によるなりすまし行為
  - ・他人の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
  - ・事務局が当コンテストの趣旨に沿わないと判断する行為及び内容
  - ・事務局が悪質または不適切であると判断する行為及び内容
  - ・その他上記に準ずる行為及び内容

## 7 応募方法

- ①Instagramの公式アプリをダウンロードする。（未ダウンロードの応募者のみ）
- ②県産材流通課公式アカウント「@gifu\_kensanzai」をフォローする
- ③募集期間中に、岐阜県産材を使った住宅の魅力が伝わる写真およびコメントを投稿する。  
その際、必ず下記の3点をキャプションに入力すること。
  - ・ハッシュタグ「#ぎふの木の家」「#ぎふの工務店」
  - ・工務店名

なお、②及び③の条件を満たして投稿することで上記応募規約に同意したこととみなす。

## 8 作品選定期間

募集翌月上旬

## 9 作品選定方法

期間ごとの全ての投稿の中から、下記の審査基準に基づき、最優秀賞を1点、優秀賞を3点、優良賞を6点選定する。

< 審査基準 >

- ① 投稿基準に適している作品か
- ② 岐阜県産材住宅の魅力が十分に伝わる作品か
- ③ 住みたくなる雰囲気伝わる作品か
- ④ 工務店の特色を出した家づくり等他と異なる点が伝わる作品か
- ⑤ 「いいね！」の獲得数

## 10 条件確認

- (1) 審査後、各賞受賞作品の投稿者（以下、「受賞者」）へ直接ダイレクトメッセージを送り、下記の4点を確認する。
  - ①住宅の施主名、②住宅所在市町村、③県事業申請年度、④施主の承諾の有無
- (2) 受賞者が募集内容及び応募条件を満たしていることを確認した後に、県産材流通課長名で表彰状を作成する。
- (3) 受賞者が募集内容又は応募条件を満たしていることが確認できなかった場合、受賞者の繰り上げを行う。

## 11 表彰

受賞者には、県産材流通課長名で表彰状を贈呈する。

## 12 作品の公表

- (1) 優秀賞受賞作品は、県アカウントで紹介する。
- (2) 優秀賞受賞作品を含む応募方法②及び③を満たして投稿した写真は、県アカウント等への転載および他の広報媒体へ使用することがある。